

厚生消防常任委員会要点記録

日 時	令和6年5月28日（火）	開 会	10時00分	会議時間
		閉 会	10時51分	0 : 49
場 所	第1委員会室			
出 席 者	宮委員長・澁谷副委員長・長谷委員・前田委員・矢野委員・野沢委員・小林委員 請願紹介議員：武藤議員・太田議員 傍聴議員：柏野議員			
説 明 者	副市長、生活環境部長、保健福祉部長、外10名			傍聴者数 1人
事 務 局	議会事務局長、議会事務局次長、議事担当主査			記 者 1人

会 議 の 経 過 事 項

宮 委 員 長	委員長が開会を告げ、傍聴の許可をし、議事日程について説明する。			
	●日程1．付託案件審査について 請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を求める請願書について			
	本日は紹介議員である武藤議員、太田議員の2名に出席いただいております。 審査に入ります。請願第1号の内容について質疑や確認事項がある方は、紹介議員に対し質疑をお願いいたします。			
	【質疑】			
矢 野 委 員	① 難聴者に関しては、高齢者に限らず全年齢が対象になると思います。人間の五感で視覚、味覚、聴覚、触覚、嗅覚がある中で、視覚が悪い人への眼鏡の購入は補助は存在しません。補聴器以外にも、集音器や格安な性能の機器も販売されている現在、高齢者の補聴器購入のみに補助を適用するのは、他の障がいをお持ちの方と格差が発生してしまうと思うがどのようにお考えかお聞きします。			
武 藤 議 員	① お話にあった通り、眼鏡には補助金が出ていません。眼鏡に補助金を出すことについては、皆さんずっと前から眼鏡は補助金をもらわずに作っていた。加齢性難聴については高齢化が急速に進んできたため、加齢性の難聴者ということで捉えています。もちろん財源があれば、全ての難聴者の方にできれば一番よいですが、喫緊の課題となってきたところで、高齢者の難聴者ということで捉えました。			
矢 野 委 員	② 認知症の発症する原因は補聴器をして劇的に抑えられるという統計があるのか。それと後にある健康寿命の延伸と医療費の抑制にどれだけ効果があるか示す			

武藤議員	ことは難しいと思いますが、その点についてはどのようにお考えかお伺いします。 ② 難聴が認知症等に密接に結びつくのかは、医者ではないので医学的にその様に定着しているのかどうかは分かりません。ただ、世の中ではそういう方向で言われていて、我々はある程度伝聞した、あるいはマスコミの知識を基に判断している訳です。医学的にこれが認知症の原因になるというような責任あるお答えはできません。 効果については、耳が聞こえないと、例えば、ご家族で囲らんしているところに、一人だけ聞こえないから仲間に入っていけないなど阻害されるような状態、これは例えば職場とかでも同じように起こり得る可能性があります。あるいは何かするときも彼はどうせ聞こえないから最初から誘わないだとか、そういったことは推測としてやはり孤独感だとか認知症などに結びつくのではないかという、あくまでも推定です。
矢野委員	③ あくまでも推定ということで、そのような数字的な統計は残念ながらということですよ。もう一点ですが、この制度は国の制度を待たずにこの制度の創設を求めるといことですが、集音器とかいろいろ格安なものも発展し出てきています。高額な補聴器は、どれぐらいのものを見込んでこのような制度をお願いしたいという考えなのか、また対象者及び補聴器はどれ位するものだという分かりやすいものがあればお伺いします。あと他の市町村で、このような制度を実施しているところがあれば、そちらについても伺います。
武藤議員	③ 今年4月1日から、北広島市で補聴器利用促進事業が始まりましたので参考にお話します。北広島市の場合は、市内に住民票を有する65歳以上の方、所得の要件はありません。聴力の要件については専門家の意見を聞けばいいと思いますが、北広島市を参考に言いますと、両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの、片方の耳だけだと90デシベル以上で他方の耳の聴力レベルが50デシベル以上。支給回数は購入時、1人1回まで。助成額は、1申請あたり購入費用の2分の1の補助で上限は5万円です。その他、医師の補助対象であるという書類が必要などがあります。そのような例はありますが、個々の自治体でそれぞれお決めになるかと思います。
野沢委員	① 請願者である市民の会ですが、加齢性難聴ということですので老人クラブ等の団体やほかの団体等との連携などの意見があったのか伺います。
武藤議員	① ほかの団体については、あくまでもこの書面にある団体からの依頼ということで、その他の団体がどういう状況なのかは私のほうでは分かっておらず、あくまでもこの書面の範囲で紹介議員ということでやっております。
野沢委員	② 分かりました。それから対象者ですが、確かに今は加齢性難聴の方が多いという声を私も聞いています。恵庭市内ですと大体どれぐらいの方々、今回の署名が1,004人でありますので、その方々が全部対象者かどうかは別にしても、ど

	れぐらいの方々が対象者としておられるというふうに把握されているのか伺います。
武 藤 議 員	② それは把握していません。ただ65歳以上の方で、あくまでもご自分にご不自由であっても要らないという方も当然いらっしゃるでしょうし、全員が頼むわけでもないでしょうし、あくまで医者が必要だと判断された方ということですから、この制度をつくったからといって、何人来るかも分かりません。あくまでも自分が不自由で補助が必要だという方が医者に行き、書類を作ってもらい申請するということだと思います。ですから全員の方が申し込むとは限らないなど。ですからこれをつくったからといってたくさんの方が、申し込むかどうか分かりませんが、不自由だと感じている方は申請していただけるかと思います。
野 沢 委 員	③ 補聴器の価格が高額とありますが、現状で価格はどれぐらいか、分かっている範囲でお伺いします。
武 藤 議 員	③ 補聴器の値段は、ものすごくばらつきがあります。私が聞いた範囲でも、新聞広告などで安いものは片耳で2、3万のものもあります。また、眼鏡屋に補聴器を作りに行くと、高いものは片耳で50万位のものもあり千差万別です。
野 沢 委 員	④ 例えば、高額な補聴器は助成額がそれなりにないと、手を出しづらくなると思いますが、その辺の兼ね合いはどのようにお考えになっていますか。
武 藤 議 員	④ 市の財政などもそれぞれで、いくらかということはそのまちの担当者の考えが非常に大きく反映されると思います。例えば北広島市の場合は上限5万円ですが、それが正しいのかどうかは別として、5万円で買えないものもたくさんあるだろうし、あるいは5万円より安いものもあり、それぞれの性能やレベルによると思います。どういうレベルがいいのかは、これを制度として設計されるのであれば、それぞれの所管の方がご自分のまちの財源でこのぐらいまでと設定なさると思います。ですから、補助額がいくらまでは想定していません。
野 沢 委 員	⑤ 請願書の中にもありますが、補聴器の適正な普及により云々、認知症やうつ病などの予防や進行を防ぐことができますとありますが、その場合、予防については医師の判断によるところも大きいと思いますが、やはりその辺の兼ね合いは、ただ補聴器をつければいいということよりは、例えば医師によって適切な判断が必要になってくるところはありますが、そこはどう考えていらっしゃるのか伺います。
武 藤 議 員	⑤ 北広島市も医者の意見書が必要となっています。当市でも制度設計をされる場合は、当然医者の意見書なども必要になるのではないかと思います。私のほうではそれ以上は申し上げられません。
野 沢 委 員	⑥ 補聴器は使用する方によって、合う合わないというのがあります。また微妙な調整が必要になったりして、購入しても使用しない方もいるともお聞きしています。その場合、仮に助成を受けて購入した補聴器が、そのようになってしまった場合は、実際問題どうなるのでしょうか。
武 藤 議 員	⑥ 補聴器を、市の補助金使ってつけていただいた方は、極力つけていただきたい。

	使っていただけると信じるしかないですが、ただ、補聴器の良い点・悪い点はいろいろあると思いますが、例えば、電車の音や車の音、自動ドアなどいろいろな音が入ってくるものもあるようです。そうすると全部聞こえてしまい、それが苦痛になって外してしまうという方もいらっしゃる。補聴器によっては、人の話す声に集中して音を拾うものもありますが、ただそれは高いそうです。だからそれは必要だとおっしゃる方のここまで自分が出せる、これだけは補助金があると助かるという、それは高いものを買う方もいらっしゃるだろうし、安いもので我慢する方もいるというのは聞いたことがあります。
野 沢 委 員	⑦ 先ほど、北広島市を出されてお話をしましたが、それは北広島市の制度として分かるのですが、例えば市民の会の皆さんが求めている具体的な助成制度の内容等はあるのでしょうか。
武 藤 議 員	⑦ 内容というと、あくまでもこの書面の中でのことで、例えば補聴器購入に対する公的助成制度ということですから、5万円、10万円ということではなく、そういう仕組みをつくっていただきたいということですから、これはそれぞれのまちの財政などいろいろな事情があり、それとの兼ね合いでやることですから、そこまでは申しておらず、そういう制度の創設をお願いしているということです。
野 沢 委 員	⑧ そうしますと、先ほど補聴器の金額は上から下までいろいろあると、その中で助成額がいくらと決まった場合、とても高額な部分までいかなかったとすると、例えば自分の耳に合わせた補聴器を使いたくてもそこまでいかない場合もありますし、また価格の低いもので自分に合わない補聴器をそのままつけようと思いが買ったが実際には使わなかった、合わないということもあると思うのですが、実際問題そういう制度さえつくればいいのかという感じですか。この部分でいくと、例えば認知症予防やうつ予防などに寄与するために加齢性難聴についてきちんと補助しなければいけないということからいくと、そうでない部分については特に求めてないというように聞こえましたが、そのあたりについてはいかがですか。
武 藤 議 員	⑧ 補助の上限が10万、20万とたくさんいただければありがたいが、皆さんの税金でつくる制度ですからそうはいかないですよ。ですから、それぞれのまちの財政規模で判断することであり、その中で利用される方が我慢する方もいらっしゃるかも知れないし、もっと高いものを使う方もいらっしゃるでしょうし、そこまでは分からない。つくればいいのかということではなく、助成制度もないよりはあったほうがいいということをお願いしています。
宮 委 員 長 太 田 議 員	太田議員も補足などあればお願いします。 私もこのご相談をいただいてからいろいろ調べていますが、まず加齢性難聴に関しての補聴器の助成について根拠となるようなところでは、厚生労働省で出している新オレンジプランの中でも、難聴が認知症の発症要因の一つになるという報告が出されており、認知症の危険因子として、加齢と高血圧のほかに、難聴が実際に挙げられていたため賛同しようという気持ちになりました。

	また厚生労働省のホームページに、この助成を使うに当たり、今該当するかわかりませんが、他市町村でこの助成において、保険者機能強化推進交付金及び介護保険者努力支援交付金という制度を用いて、この補聴器の助成を行っている市町村も見かけました。実際これが動いているか確認できていませんが、厚生労働省でもオレンジプランに入れている以上、様々な助成金があると思うので、恵庭市で運用するに当たってはそういうものを探していただけたらという気持ちがあります。 あと補聴器はそもそも医療機器なので、集音器とは全く違い医師の判断が必要になります。集音器のほうが安く購入できますが、それでいいという問題ではないと思っています。いろいろな市町村での事例を見ましたが、道内では上限3万円から5万円というものが一番多く見受けられました。自治体によっては10万円と多いところもありましたが、一番多く見受けられた3万円から5万円というところで、助成金の金額で全てを賄うことはできないのはわかりますが、この助成金があることによって補聴器を買うのを諦めようと思ったが、3万円助成されるのなら買ってみようかという方が少しでも増えたらいいと思っています。 もちろん補聴器の助成に関しては、どの市町村も医療機関で医師に診察、判断してもらいます。恵庭市でやっている難聴児に関するものでも、同じような仕組みだと思います。医師の判断で診断書を書いてもらうことになるので、大事なのは1回これをつくって終わりではなく、その方の聴力がどれぐらい回復しているか、定期的に聴力検査等で調べていくことが必要なのではと思っています。なかなか健康診断で聴力検査までやるところはないと思うので、できれば聴力検査等を高齢者の方が多く受けることができれば、そこで発見できるのではないかなと思っています。 (質疑終了、請願紹介議員2名退席)
宮 委 員 長	本案の取り扱いに関し、継続審査か採決か、採決の場合、採択か不採択かも含め、順次発言願います。
澁 谷 委 員	採決して採択をお願いします。
野 沢 委 員	紹介議員のお話も伺いましたが、審査、調査することも必要という部分もありましたので、継続でお願いいたします。
長 谷 委 員	今日初めて紹介議員のお話を伺い、言っている内容はとてもよく理解できました。ただ市内の状況など、いろいろなことももう少し調査研究したいと思いますので、今回は継続でお願いいたします。
前 田 委 員	紹介議員のお話を聞き理解するところはあります。ただし、近隣市や動向、市民の公平性、この辺の問題を議論すべき、もう少し深化させるべきだと考えていますので、継続審査でお願いいたします。
矢 野 委 員	私も質疑させていただき分かりました。ただ、いろいろ調べたいこともありま

小林 委員	すので、引き続き継続でお願いしたいと思います。 採決して採択でお願いします。恵庭市でも、今後高齢化が進んでくることが見込まれています。こういった補聴器の購入助成制度ですとか、年を取ったときに快適に過ごせるような恵庭市をつくっていくために、補聴器の購入制度の助成は必要だと考えます。
宮 委 員 長	意見が分かれました。したがいまして、本案については、討論を省略して、これより採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」の声あり)
宮 委 員 長	ご異議なしと認めます。これより取り扱いに関し、採決に入ります。 お諮りいたします。本案につきまして、本日採決することに賛成の委員の起立を求めます。 (賛成委員起立)
宮 委 員 長	起立少数であります。したがいまして、本案については、さらに審査の必要があるため、継続審査とすることに決定いたしました。
宮 委 員 長	【結果】 継続審査すべきもの 日程 1. 付託案件審査について終了 <u>10時30分 休憩</u> 10時32分 再開
	日程 2. 報告案件に入る前に本委員会は今年度初めての開催です。4月に開催された第2回臨時会にて部長職、次長職の方からは自己紹介をいただいております。 消防課長職の方については、第2回定例会中の厚生消防常任委員会にて自己紹介をしていただく予定となっております。本日は消防以外の人事異動のあった課長職の方々の自己紹介をお願いいたします。
	(4月1日付け、人事異動に伴う厚生消防常任委員会所管課課長5名からの自己紹介) 自己紹介が終わりましたので報告案件の関係職員以外の方は順次退席をお願いします。 日程 2. 報告案件についてを議題とします。 1) 報告事項に入りますが、お手元の案件について説明を受け、質疑を行う形で進めたいと思います。これにご異議ございませんか。

各 委 員 宮 委 員 長	(「異議なし」との声あり) 異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。 それでは、①令和6年度新型コロナウイルスワクチン接種について説明願います。
須 貝 保 健 課 長 宮 委 員 長	資料説明① 令和6年度新型コロナウイルスワクチン接種について それでは、報告事項に対し質疑に入ります。質疑のある委員の方いらっしゃいますか。前田委員。
前 田 委 員	① 分かる範囲でお答えいただけたらと思います。昨年5月8日に2類から5類相当になって1年経ちますが、恵庭市のコロナの現状とワクチンの効果について、分かる範囲でお伺いします。
須 貝 保 健 課 長	① ワクチンの効果については、コロナウイルスを完全に防げるというわけではありませんが、罹患した場合に一定の症状の軽減ができるという効果に基づいています。あとは、委員のおっしゃった通り、2類から5類になったことによりワクチン接種の分類上、B類疾病の定期接種という形になり、あとはそれぞれ個人の判断においてワクチン接種をしていただくという内容になっております。
足立保健センター長	① 補足させていただきます。国でワクチンに関するデータを収集しております。その結果を厚生労働省のホームページ等でも公表されております。もちろん副反応についても同じように載っております。今回のワクチン接種については、重症化予防を目的に定期接種化することになっていきますので、そういった国のワクチンの情報も見えていただきながら、リスクとワクチンを受けることによる利益とを鑑みて、それぞれ個人で判断いただけるようにしていきたいと考えています。
伊東保健福祉部長	① コロナの現状ということで、今資料ございませんが記憶の範囲でお話させていただきます。5類になってから定点医療機関当たりの人数を毎週、道が木曜日ないし金曜日に発表、公表しております。これが二、三週前はおそらく3.何人で、先週は5.何人と、若干増えたという状況が報道されていたと思います。 いずれにしても、コロナに関してはインフルエンザのように何人増えたら注意報とか、何人以上だったら警報という決めがありませんが、インフルエンザであれば10人以上が注意報、30人以上が警報という形ですが、全国全道を含めて10人以上には、ここ数か月はなっていない状況と認識しています。
前 田 委 員	② 自己負担額が3,000円ですが、恵庭市の65歳以上を対象にして、どれぐらいの人数を今見積もっていますか。
須 貝 保 健 課 長	② 予算を立てる上での推計額ですが、無料から有料になったということで、数字を読みづらいところがありましたが、基本的には高齢者インフルエンザワクチンの接種数と同じ数値を予算額として確保したいと考えています。実際接種される方は、その数を超えないのではないかという想定のもとで予算を見ております。1万人です。

澁谷委員	① 今年度の流れはこれまでと同じで、対象者に文書などで通知して、それを持って医療機関に行くというこれまでの流れと一緒にするのか、動き方について伺います。
須貝保健課長	① コロナウイルスワクチンがB類に変わったということで、法律上の位置づけとしては本人の接種努力義務がなくなった、もう一つは自治体の勧奨義務もなくなったという形になっています。B類に変わったことにより、これまでB類で市でワクチンを扱っているのが高齢者のインフルエンザワクチンと、高齢者の肺炎球菌ワクチンですが、個別勧奨というような形は行わず、今のところは2回の広報周知を行い、それで受けてもらうという流れで考えております。
澁谷委員	② 個別には通知やお知らせは来なくて、個人が広報等を見て自分で医療機関に問い合わせし、申請して3,000円を払ってという流れでよろしいのか、伺います。
須貝保健課長	② 今、委員のおっしゃった形で今後は契約と調整をしていきたいと考えております。
宮委員長	ほかに質疑等ございませんか。
各委員	(「なし」の声あり)
宮委員長	なければ、これで保健福祉部の報告事項に対する質疑を終了いたします。 以上で、日程2.報告案件を終了いたします。 ここで執行部より報告したい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。
横道副市長	私から1点ご報告をさせていただきます。 過日判明いたしました現在対応を続けております、生活保護事務についての不適切な処理につきまして、お詫びと職員の処分についてご報告をさせていただきたいと思います。 初めに、改めて事案の概要について説明させていただきたいと思います。令和3年4月から本年3月までの間に、生活保護事務を担当していた当時の保健福祉部福祉課職員が、生活保護費の支給認定に必要な手続きを怠る不適切な処理によりまして、保護費の過払い並びに一部未支給を生じさせていたところでございます。これは、本年4月の人事異動に伴い、判明したところでございます。現時点で判明しております対象世帯は15世帯、判明した額については過払い額が約211万円、未支給額が約29万円となっており、現在対象者への謝罪並びに説明を行った上で対応をしているところでございます。 次に、本事案に関わる職員の処分についてですが、原因者である当該職員に対しましては、減給10分の1、1ヶ月、当時の職員を含む監督者である課長職2名については、文書による厳重注意として決定いたしますとともに、5月21日に市長より直接それぞれに処分を申し立てたところでございます。なお、対応の状況につきましては、第2回定例会開会中の本厚生消防常任委員会に改めてご報告をさせていただきたいと考えているところでございます。

宮 委 員 長 各 委 員 宮 委 員 長 横 道 副 市 長 宮 委 員 長	この度はこのような事案が発生し、対象者の方々並びに関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしていることを深くお詫び申し上げます。大変申し訳ありませんでした。 私からの報告は以上でございます。 ただいまの報告については、改めて第2回定例会開会中の本常任委員会において対応状況等の報告を予定しているところではありますが、現時点で確認したいこと等、質疑のある方がいればお受けしたいと思います。質疑がある方。 (「なし」との声あり) 質疑がなければ以上で執行部からの報告を終わります。 全体を通じて理事者から何かございませんか。 ありません。 これより委員間の協議を行いますので、理事者および執行部の皆様は退席されますようお願いいたします。 (理事者及び執行部退席)
	【委員間協議】 ●日程3. その他 第2回定例会中の厚生消防常任委員会の現地調査について ・リサイクルセンターと消防救急システムについて現地調査を行う予定とする。 ・消防救急システムは持ち運びが可能である。消防南出張所にて見るのであれば、南出張所に整備した女性隊員の施設も併せて見ることができる。先に南出張所に行き、それからリサイクルセンターに行く予定としたい。 ・現地調査の時間にある程度の時間が必要である。10時から委員会を始めると午前中が調査のみで終わってしまう。よって、委員会は皆様のご都合に問題がなければ9時から現地調査に入りたい。 委員長が閉会を告げる — 終了 10時51分 —